

構造改革特別区域計画

新潟県 小千谷市

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県 小千谷市

2. 構造改革特別区域の名称

おぢや農都共生特区

3. 構造改革特別区域の範囲

小千谷市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

1) 区域の概要

立地環境及び交通アクセス

小千谷市は、新潟平野と魚沼丘陵との接点にあたり、新潟県のほぼ中央、新潟市より南方約70km圏に位置する。北は長岡市、東は川口町、南は十日町市、西は越路町に接し、市域は面積155.12km²、周囲86.1km、標高は最高が581m、最低が27mと高低差が大きい。

市内には信濃川が南北に縦断し河岸段丘の発達が著しい。段丘面は古いものほど信濃川に向かって傾斜が著しい。この信濃川の流れに沿って小千谷台地が形成され、南部から北部に向かって傾斜している。北部に向かうほど肥沃な平地が開けており、広大なほ場（水田）が広がる。東西には250m～580m級の峰の尾根が続き、南部は中山間地を形成している。

本市へのアクセスとしては、鉄道利用（新幹線）で東京から約2時間程度、新潟市からは約45分である。また、自動車利用では、関越自動車道が南北に縦断しており、東京から約2時間30分、新潟市からは約50分である。

市域面積15,512haのうち、農業振興地域は都市計画区域の用途地域等を除く14,712haを占めている。また、都市計画区域は9,907haで、うち782haが用途地域となっている。農業振興地域のうち、森林・原野が6,702haと全体の45%以上の豊富な森林を有している。

気候・自然条件

近年の気象状況は、温暖化・多雨化の傾向が見られる。特に最低気温は年々上昇傾向にあり、従来の寒冷な「雪国」の印象を変えるものである。また、最高気温・湿度とも比較的高く、湿潤な気候である。積雪に関しては、以前は総降雪量が1,673cm、最深積雪が422cmを記録するなど、「豪雪地帯」であったが、昭和60年頃を境に少なくなり、近年では、総降雪量が600cm前後、最深積雪が150cm前後で推移している。

人口動向

人口は、昭和55年をピークに減少傾向にあり、平成12年国勢調査によると41,641人、平成7年より853人の減で減少率は2%であった。平成12年時点では高齢化率は23%を超え、少子高齢化が加速化している。将来の人口予測では30年後の平成42年には30,890人となり、人口減少による地域活力の低下が憂慮される。

産業動向

産業構造の面でも近年陰りが見え始めている。平成8年から11年にかけて、市内の事業所は2,281箇所から2,213箇所と約3%減少している。従業者についても、20,652人から19,846人と約4%減少している。

産業の中心は製造業であり、特に市内にある工業団地での事業活動が活発である。しかし近年では、最近の経済情勢の悪化等により製造業の事業所数・従業者数が共に減少していることから、付随するサービス業やその他関連事業に与える影響が懸念される。

商業の概況は、平成3年以降、郊外型大型店の出店により、商店数、従業者数は減少しているが売場面積は逆に増加傾向にある。商店の従業員規模別構成を見ると、10人未満の商店の占める割合が9割を超えており、今後こうした小規模商業の衰退が懸念される。このため、中心市街地活性化基本計画に基づく事業化が期待されている。

観光動態調査では、平成12年には1,086,850人を数えていた交流人口が中越大震災のあった平成16年度には989,538人に減少した。

農業動向

担い手の状況を見ると、市内農家の構成については、第二種兼業農家が81%と最も多く、次いで第一種兼業農家が13%、専業農家が5%となっている。農家戸数は、昭和60年の3,527戸から平成12年の2,739戸へと22%の減少となっている。特に第二種兼業農家戸数は53%の減少率と顕著である。兼業農家全体で見ても約40%の減少となっているが、専業農家は逆に128戸から132戸へと約3%増となっている。また、農業人口における高齢化率(65歳以上の割合)は平成2年の20.0%から平成12年では27.1%と急激に増加している状況にある。経営耕地面積は、昭和60年には3,300ha余であったが、平成12年には2,800ha余となり約500ha減少している。しかも、145ha(田84ha、畑61ha)が遊休農地となっており、今後この傾向の加速化が憂慮されている。

農地については基盤整備が進み、担い手育成ほ場整備事業が2箇所を導入され、大区画ほ場が出現するとともに大規模経営を目指す農家もあり、小規模化する農家との二極化が進んでいる。

魚沼コシヒカリの産地でもあることから、農地の88%が水田であり、米の出荷額も50億円にのぼり水田稲作の単作地帯に近い。それだけに、WTO農業交渉による米の関税の大幅引き下げなどが現実のものになった時の地域農業への深刻な打撃が懸念される。

畑作は露地栽培が主体で、スイカ、大根、馬鈴薯、カリフラワー等の収量が多い。近年では、ソバ、人参、ブドウ、非結球漬け菜、大豆(子実)等の収量が伸びている。

市内には、生産組合、出荷組合等、49の農業関連組織が組織されており、うち2組織が作業受託を実施している。小千谷市の遊休農地の現状(農林水産省平成12年度遊休農地実態調査)

地目別総括表

地目	解消可能性	面積	圃場整備		集団性				日照条件		排水条件			荒廃状況		農機具の搬入		活用可能性		
			済み	未整備	5ha 未満	5~ 10ha	10~ 20ha	20ha 以上	良	不良	良	普通	不良	一年生	多年生	可能	不可能	即可能	可能	その他
全遊休農地	やや容易	145ha	21ha	123ha	100ha	23ha	5ha	15ha	88ha	57ha	65ha	56ha	23ha	91ha	54ha	129ha	16ha	96ha	45ha	3ha
田	可能	84ha	9ha	74ha	65ha	11ha	3ha	5ha	34ha	50ha	16ha	44ha	23ha	45ha	39ha	69ha	15ha	41ha	39ha	3ha
畑	やや容易	61ha	12ha	49ha	35ha	12ha	2ha	10ha	54ha	7ha	49ha	12ha	0ha	46ha	15ha	60ha	1ha	55ha	6ha	0ha

地域に賦存する資源

自然環境資源

名 称	概 要
山本山高原	小千谷ICから15分に位置し、信濃川と魚野川の合流地点、東に大きく湾曲する信濃川の左岸に盛り上がる山本山は、標高336mで信濃川との標高差が約270mあるが、平坦な頂上部は20万年以上前の信濃川の河床であった。頂上一帯の高原は、長岡東山山本山県立自然公園指定区域となっている。頂上部には展望台があり、眼下には蛇行して流れる信濃川、また遠く谷川岳、妙高山、黒姫山をはじめ越後三山や会津の山々、新潟平野などの眺望が得られる格好のビュースポットである。頂上近くにある山本山放牧場は、県下の育牛牧場として歴史が古いが、近年では、その役割を終え、牧草地として活用されている。中腹には宿泊や軽運動施設を備えた「市民の家」があり、その脇にはJR小千谷発電所の調整池が2つある。 農業関係：農業振興地域（頂上部：採草放牧地指定） 公園関係：長岡東山山本山県立自然公園 現況：頂上部：採草地、スキー場及び付随施設、展望台、電波塔 その他：牧場施設、ぶどう園、畑作地、斜面緑地、「市民の家」、調整池、散策道、展望・休憩施設（東屋）用水池、道路（農免道路）
郡殿の池 （こおりどののいけ）	山本山から真西に当たる吉谷の標高230mの山奥に、ひっそりと横たわる池。地下をくぐり信濃川と通じていると言われる。水面には20数個の浮島が浮かび、当地に伝わる「おいよ伝説」とあいまって、その風景は幻想的である。広さ70aの池のほとりには、美しい植物や珍しい昆虫が見られ、池を守るように弁天社が建つ。昭和54年2月に新潟県から、池と周辺部を自然環境保全地域に指定された。
金倉山	標高581mで当市の最高峰である金倉山は、古くは「神名倉」山とも書かれ、各峯に神が祀られている。山頂の展望台からは、上越・魚沼連峰、弥彦山をはじめ、魚沼丘陵の間を抜けて新潟平野へ注ぐ信濃川の悠然とした眺望が得られる。
船岡公園	新潟県の新八景として有名な船岡公園は、春はとくに桜の名所として知られており船岡公園まつりが開催される。また、初夏にはアヤマが咲き誇る。
姥清水（ばばしみず）	時水地区に豊富に湧出する名水。市内外から多くの人が汲みに訪れる。湧水地周辺には梅林や茶室が整備され、地域住民の憩いの場として親しまれている。
大清水（おおしみず）	岩沢地区の林道・岩沢線沿いに湧出する湧き水。市内外から多くの人が汲みに訪れる。
その他	市域を囲むように連なる尾根周辺部には山林が多く残り、山間集落や史跡・古刹が点在する。また、春の山菜、秋の紅葉など四季を通じて楽しめる。 東山エリア：金倉山、朝日山、錦鯉のふるさと、仙竜神社の大杉 南部エリア：水芭蕉群生地、真人温泉、棚田風景、男池 西山山系エリア：郡殿の池、棚田風景、地獄谷温泉

文化財・史跡

名 称	概 要
愛染明王坐像	妙高寺本尊。檜材の寄木造で鎌倉時代後期（1300年頃）の作品といわれている。美しい彩色が特長で、染物関係者の信仰が厚く、また縁結びの仏として有名である。国指定文化財。毎月26日開帳。
魚沼神社 阿弥陀堂	永禄6年（1563年）に、魚沼神社内に建造され、古くは「上弥彦神社」と呼ばれた。方三間、一重宝形造茅葺で、鑄つき拳鼻、象形の頭貫鼻、また梁や肘木の絵模様など。国指定文化財。
木喰上人作 三十三観音像他二像	享和3年（1803年）、木喰上人が2度目の越後巡礼の際彫り上げた。如意輪観世音を中心とする33体の観音像は、庶民の信仰を集める微笑仏である。県指定文化財。
岩村・河井会見の処	明治元年（1868年）5月2日、藩主の歎願書を持った長岡藩家老河井継之助が、小千谷に本陣を構える官軍の軍監岩村高俊（精一郎）と戦いを避けるため、講和談判を行った場所。市指定文化財。慈眼寺。
朝日山古戦場	戊辰戦争の際、長岡藩によって築かれたフランス式塹壕や、野営場の跡があり、また山頂には展望台や資料館がある。市指定文化財。

文化財・史跡（つづき）

名 称	概 要
百塚	三仏生町内の西側、南北約1kmにわたりほぼ等間隔で並ぶ塚群には伝説が数々あり、中世、浄土教の来迎思想によって築かれた供養塚と考えられている。市指定文化財。
明石堂	現代に伝わる小千谷縮を創始した元明石藩土堀次郎将俊を祀っている。嘉永元年（1848年）に建てられたこのお堂は、総檜造りで、また彫刻も見事な建築物である。
その他	国指定文化財総数：9 県指定文化財総数：9 市指定文化財総数：30

観光・交流施設等

名 称	概 要
地域間交流センター「ちぢみの里」	国道17号線沿い、道の駅に隣接し、『楽・養・遊・湯』をコンセプトにした温泉施設。洋風風呂、和風風呂、露天風呂、サウナ、ジャグジーなどの温泉入浴施設と、大広間、食堂、ムービールーム、休憩室などの施設を併設している。 【効能】神経痛、筋肉痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進、きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病 【泉質】ナトリウム・炭酸水素塩・塩化物温泉（弱アルカリ性低張性高温泉）
真人天然温泉「ふれあいメゾン」	地元住民が自ら出資し、市からの補助金も得て平成5年11月に開業。今では1日平均150人前後が訪れ、地域活性化として一役を担う。休憩室やグループで利用できる小部屋があるほか、食事をすることもできる。 【効能】神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、うちみ、くじき、関節のこわばり、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進 【泉質】単純温泉（弱アルカリ性低張性温泉）
総合産業会館「サンブラザ」	市内の産業と観光資源を紹介する拠点。四尺玉火花の模型や小千谷縮・紬の展示販売、精密機器・鉄工製品の展示、地域特産品の販売などが行われ、また特産のコシヒカリ、地酒、へぎそばなどが味わえる。
錦鯉の里	サンブラザに併設され、大小の滝や橋を施した池には錦鯉の泳ぐ姿が見られ、また錦鯉の歴史や品種・飼育方法など各種資料を展示したホールがある。逸品を集めた鑑賞池では、入場者が餌を与えることも出来る。
小千谷山本山高原スキー場	小千谷ICから15分、越後の山々の大パノラマに囲まれたゲレンデは、ビギナーからファミリーまで楽しめる初・中級者向け。4人乗り高速リフト1本、Jバーリフト1本。最大傾斜27度、最長1,700m。ナイター営業も行っている。
小千谷カントリークラブ	小千谷ICから5分。1989年7月26日開場。丘陵地に広がる総面積1,150,000㎡、7,020B.Tヤードのゴルフ場。
雪貯蔵施設「雪蔵の里」	貯蔵用の雪で覆われた施設にワイン、野菜、米、味噌等の飲食品を貯蔵している。真夏のイベント開催や、雪の商品化、市場流通への安定供給と高付加価値化を図ると共に、利雪を推進するための実証実験を行う。
宿泊施設	ホテル4軒（収容人員149人） 旅館13軒（収容人員403人） 民宿1軒（収容人員20人） ユースホステル1軒（収容人員14人）

伝統行事・芸能、イベント等

名 称	概 要
片貝まつり	浅原神社の秋季大祭である片貝の花火は400年の歴史を持ち、四尺玉打ち上げの成功がギネスブックに紹介されたことがあることでも知られる。花火打ち上げの成功と無事を祈る「筒引き」や、成人を迎えた人や厄年の人が参加し、町内を練り歩きながら神社へ花火の玉を奉納する「玉送り」、古式ゆかしい奉納煙火が行われた後、世界一の火輪が秋の夜空を彩る。9/8～9/10。
おぢや風船一揆	雪原の一大スペクタクル。雪野原をカラフルな熱気球で染め、大空への挑戦が繰り上げられる。同時にパラセーリングなどのスポーツイベントも開催。2月下旬。

伝統行事・芸能、イベント等（つづき）

名 称	概 要
船岡公園まつり	長い冬が終わり、公園にある約 1,000 本の桜が咲き誇る風景は圧巻。数多くの催し物が行われる。4月上旬～5/8。
おぢやまつり	アニメの人気者などを模った「からくり万灯」が豪快に練り歩く。また、信濃川河畔の打ち上げ花火、大盆踊り大会などが行われる。
二荒神社祭礼	山の神（天狗）を中心に、牡獅子・牝獅子・仔獅子の三頭と子供達が舞う「豊年獅子舞」（市指定文化財）と、爺と巫子の人形が屋台で演じる「屋台人形巫子爺」（市指定文化財）が行われる。7/13～7/15。
さいの神	市内各地で正月に各家で飾られたしめ縄や門松を集め用意した稲わらなどで搭を造り火をつけ、五穀豊穡を祈る1月の伝統行事。
牛の角突き	体重約 750～900 kgの重量級の体がぶつかり合う牛の角突きは、国指定重要無形民俗文化財に指定される伝統的行事で、起源は定かでなく神事として行われてきたといわれている。角突き牛は県内に約 80 頭いるが、その内半分近くが小千谷で飼育されている。5～11月。

特産品・食資源

名 称	概 要
小千谷縮 小千谷紬	小千谷紬は、真綿から生まれる優しい風合いが特徴である。また、小千谷縮は、たて糸に強いよりをかけてしぼ（しわ）を出すのが特徴である。小千谷縮の雪さらしは観光的にも有名で、国指定重要無形文化財でもある。
錦鯉	数百年前から品質改良を重ねつつ、当市の清く澄んだ水質と土壌によって独特の色調と流麗な体型が作られる。山間部の棚田を転用して積極的に生産に取り組んでおり、当市の重要な産業の一つとなっている。
魚沼コシヒカリ	雪解けの豊富で良質な水と昼夜の寒暖の差がつくる日本一美味しいとされるブランド米。
へぎそば	上質のそば粉を青森県下北半島の尻屋地方でとれる布海苔でつないだのが普通のそばと大きく異なる特徴で、腰が強くつるつるとしたのど越しが好まれている。名前の由来は、へぎと呼ばれる木箱の器に一口程度を手振りで並べて出されることから来ており、別名「手振りそば」とも言われ、現在ではその両方が商標登録されている。
日本酒	良質な水によって淡麗な味と香りの日本酒が生産される。特に雪国ならではの雪中貯蔵によるお酒は、すっきりとしたのど越しが人気である。
米菓	「魚沼米」を原料にしたせんべいやおかき、魚沼産「こがねもち」を原料にしたあられ、かきもち、柿の実など。名物の花火を器に用いたり、小千谷縮を模したりした焼きせんべいなどがある。
真人豆腐	真人地区の農家で組織する「真人健康食品生産組合」が製造する、地元産の大豆を使った手作り豆腐。
その他	麻製品（のれん） 桐タンス・桐下駄、餅・笹団子、ようかん、最中、漬物、味噌・醤油 等。

住民活動組織・団体

区分	組織名	概要
農業関連	時水中ノ沢梅栽培組合	中ノ沢地区の農家 19 戸により組織し、「ばば清水」の後背地の斜面に梅を植栽。加工や交流にも取り組んでいる。
	山谷棚田グループ 10	山谷地区の棚田を活用した、古代米の生産や地域の小学校と連携した棚田保全活動、米づくり活動等を実施。古代米の加工品づくりにも取り組んでいる。
	こいこいクラブ	若い農業経営者のグループとして活動。実験的な農産物の栽培や収穫した農産物の販売及び高齢者とのそば打ち大会などを通し、これからの世代を担う農業者として日々研鑽している。
環境関連	山本山千本桜の会	山本山の桜育成と保護を図り、市民が桜のもとに集い楽しめる環境を整備することを目的としたボランティア組織。
	郡殿の池保存会	市文化財に指定されている郡殿の池を保存するため、池周辺の維持・整備等の活動を行っている。
	真人緑の少年団	子供たちが森林愛護活動を通して、健康で心豊かな人間性の向上を図るために組織された。活動内容は、学級園における植物栽培、稲栽培、景観形成植物の植栽、地域再発見活動等。
女性組織	グリーンレディース OJIYA	女性農業者の会として農業普及センターの支援を受けて、直売や農産加工等の活動をしている。
	あじさいの会	小千谷市生活アドバイザーにより組織。農業経営のパートナーとして地域農業の活性化に努める。
交流関連	小千谷市農村都市交流協議会	東京・原宿の「ふるさとプラザ東京」へ出店するために作られた「ふるさとプラザ東京出店協議会」が始まり。出店終了後、発展改組し、東京・杉並区の「すぎなみまつり」への参加、農業体験ツアー「真米探検隊」の開催などを行っている。
	小千谷国際交流協議会	「小千谷国際交流の会」を中心とする団体によって構成され、市と協力しながら、国際交流事業を実施している。
	NPO グリーンライフおぢや	市内の有志が中心となり、農村都市対流・共生を推進する事業体として設立（平成 15 年 9 月 28 日設立総会開催）。現在 NPO 認定を申請中。間もなく認可見通し。特区導入により、都市住民と連携・協力して、農地トラスト等を計画。
地域おこし	小千谷市利雪研究会 ライフワーク池ヶ原	「利雪研究会」は小千谷市と市民により、雪の活用方策の研究を目的に設立。池ヶ原地区に雪中貯蔵施設「雪蔵」を建設し、研究活動を実施している。「ライフワーク池ヶ原」は、雪を利用した地域活性化を目的に、池ヶ原地区のまちおこし活動と雪蔵の管理運営を実施している。
	函山城狼煙乃会	岩沢地区の地域おこしグループ。全国の「岩沢」の地名を持つ地域との交流や、市内各所や市外との狼煙交信を実施している。
	ふれあいネットワーク東山	東山地区の親睦と交流を図るため、東山地区の公民館 3 分館（塩谷、南荷頃、小栗山）を中心に結成、主な活動として「金倉山トリムウォーキング大会」、おぢやまつり「金倉山音頭流し」、「ふれあいまつり」、「ふれあいコンサート」等を実施。地域建学のイベントとして定着している。
	川井あじさい村育成会	川井地区の地域おこしグループ。妙高寺周辺の耕作放棄地にあじさいを植え、川井地区の交流拠点「あじさい園」を整備。
	キラリ真人	地域の活性化を目的として、若手中心に設立されたグループ。平成 11 年より東京都墨田区「すみだまつり」に出店し、地元農産物を販売。真人米の名声を高めるとともに、都市との交流に取り組んでいる。
	まちづくり企業市民の会	企業経営者や家族、従業員による組織。ボランティア活動、地域活性化活動を実施。

2) 地域の課題

上記のように、広大な農山村部を擁する信濃川中流域の小都市として独自の発展を続けてきた小千谷地域では、昭和 55 年頃を境に人口の減少と少子高齢化が始まり、今後この趨勢が加速化することが予測される。そして産業や伝統的地場産業の低迷、中心市街地の衰退化、企業立地や新規起業の減少などによる所得・就業機会の不足がさらなる若者の流出を招くなど、地域活力の低下の悪循環が深刻に憂慮される。このような状況を克服し、地域活力を再生して循環持続型の地域社会形成を図るためには本地域の豊かな自然環境と肥沃で広大な農地ならびに多様なその他の地域資源を活用した農業・農村振興を行うことが不可欠である。その課題を整理すれば次の通りとなる。

農業振興に関する課題

耕作放棄地の解消

地域複合アグリビジネスの構築

地産地消の拡大

農作業の協業化・受委託、農業機械の共同化の推進

担い手農家・新規就農者の育成・確保

高齢農業者の活躍できる環境づくり

企業的農業経営体の確立

中山間地域における農業基盤整備

地域農業システムの構築

今後の米づくりのありかたの検討

園芸作物の導入検討

農村振興に関する課題

農村都市対流・共生の推進

ゆとりある田園居住区の形成

農村景観の創出、自然環境の維持・保全とその活用

農村環境整備推進

地域振興に関する課題

通過交通を取り込む魅力づくり

定住人口の増加促進

高齢者福祉と生きがい創出

情報基盤の整備と情報受発信システムの構築

市町村合併への取り組み

構造改革特区の導入と展開

5. 構造改革特別区域計画の意義

「おぢや農都共生特区」は、本計画区域における地域活力の低下、とくに農業・農村部における高齢化、担い手不足、農産物の一層の市場開放による所得の減少などによる地域農業崩壊の危機に対処しつつ循環持続型の地域社会を構築していくために、遊休化している農地等を効果的に活用して、農都共生方式による地域再生を図るものである。その主たる意義は次の3点に要約できる。

すなわち、本計画区域において、特定事業707及び本区域において推進されている農村振興総合整備事業など「おぢや農都共生特区」関連事業等を効果的に活用することにより -

- (1) 現に耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地や効率的な利用を図る必要のある農地（耕作放棄地や遊休農地等）を、農業者・民間企業・NPO法人などがさまざまな創意工夫を発揮して利活用する途を開き、農的暮らしや自給的ライフスタイルの実現を願う多くの人々を農業・農村の新しい担い手として迎え入れることができ、農地の荒廃を防ぎ、地域再生の新たな契機が生まれる。
- (2) 民間企業などの農業への参入や、従来からの農業者が新たなビジネスとして展開する選択肢が広がることによりさらに積極的な営農活動が可能となり、安全・安心な農産物の生産、多様で地域特性のある作物や特産物の生産、地産地消や産消連携の推進、農業を中心とした様々な体験活動や濁酒の製造や販売など地域固有の交流素材を活用したグリーン・ツーリズムとの連動などを効果的に行なうことが出来、食・農一貫型の地域における複合アグリビジネスの形成と新たな雇用の創出が可能となる。
- (3) NPO法人などを通じて、地域の非農家、都市生活者、他産業の勤労者そして子供や学生など多様な人々が農業・農村の営みに参加することが可能となり、健全な農村を支える多様な人々による開かれた新しいコミュニティを形成することができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

前項に記した3点の計画の意義を踏まえ、本計画が目指すところとして、以下の5項目の目標を設定する。

1) 耕作放棄地の増加に歯止めをかける

平成12年時点での本計画区域における遊休農地は145haであった。この区域の農業従事者の高齢化と後継者不足の状況や中越大震災により、甚大な被害を受けたこと、またWTO農業交渉による米の関税の大幅引き下げなどが不可避となった場合、水田稲作が90%近くを占める当地域では、山間部の農地などを中心に、地すべりの耕作放棄が発生することが懸念される。

そこで、農地の特定法人への貸付事業を活用して、農業生産法人以外の地元企業（食品製造業、建設業、サービス業等）やNPO法人による耕作放棄地や遊休農地の効

果的利活用を図り、併せて特定事業 707 を活用して、地域特産品として地元産の農産物を原材料として活用し、安定的な生産活動などを行い耕作放棄地の増加に歯止めをかける。

2) 農的暮らしを求める人々に農地利用の機会を広げる

各種調査によれば、「田や畑で農作業してみたい」「自分の子どもや孫に農作業を体験させたい」と考える都市生活者は 50% を大きく超え、この傾向は年々高まっている。

このような農的暮らしを求める人々を対象に、前項 1) の遊休農地の利活用を行う NPO 法人が中心となり、創意工夫に満ちた農地活用プログラムを提供することによって、より多くの人々が農地を利用出来る機会を広げていく。

3) 都市生活者を農村に迎え入れ交流人口を拡大する

前項 2) の農地の利活用プログラムを有機的に結びつけた、都市生活者等を対象とした農業・農村との交流・体験・学習プログラムの実行やグリーン・ツーリズムのプランを前述の NPO 法人などが中心となって積極的に推進することによって、本計画区域を訪れる都市生活者等を増やし、交流人口の大幅な拡大を実現する。

将来的には、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付けや、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大等も効果的に活用して、従来にない新しい魅力的なグリーン・ツーリズムを積極的に推進する。

4) 地域複合アグリビジネスの起業を促進し雇用の創出と経済の活性化を図る

上記 1) ~ 3) の目標を追求する中で、計画区域のいくつかの地区（旧町村又は小学校区など）において、それぞれの地区に賦存する遊休農地を含む多様な地域資源を効果的に利活用した地域複合型アグリビジネス 農産物の生産・加工、特産品の製造・販売、グリーン・ツーリズムの展開、およびそれらの複合化 を起業し、地域の人々および UI ターン者などの仕事の間（雇用）の創出を図る。

うまい米、うまい水そして地域が培ってきた技を使い、越後杜氏として多くの職人を輩出してきた歴史的な経過に鑑み、濁酒を製造し新たな特産品を生み出し、交流素材として活用し、地域内に訪れる人々に提供することにより、地域にある既存の温泉施設等の交流施設の利用者数の増加や農産物加工品の売り上げの増加等、地域経済の活性化を図る。

5) 農都共生による開かれた自立的コミュニティ形成を図る

特定事業 707 の活用により地域内に濁酒の醸造を伴う農家民宿、農業体験やクラフトづくり体験の活動による交流拠点、農産物の加工所・直売活動等を生みだし、地域に密着した雇用の場を創り出すと共に、地域の人材が育成され地域コミュニティへの関心を一層高め、都市住民を受け入れる地域の力がより強化する。また併せて遊休農地の市民的利活用を突破口として、上記の如き多様な展開を行うことにより、

最終的には（本計画区域の地域社会を）「農都共生」を基本コンセプトとした、開かれた自立的なコミュニティとして再編・強化していくことを目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1) 農地の有効利用効果

濁酒の製造により、地域の特産物が生産され原材料の安定的な栽培をすること、また、交流拠点で濁酒と併せて提供する飲食の材料を地場産の農産物を中心に行うことで、地域の遊休農地を有効に活用する。

平行して農村集落の景観に関心のある人やスローライフを求めている都市住民と共に農地・水・そして生命を守ろうという市民活動的な農地保全を行い、多くの市民が参加する農地の利活用事業（農地トラスト事業）へ拡大し、加えて農業生産法人以外の地元企業による遊休農地の利活用事業を推進し、5年間で60ha、10年間で100haの遊休農地の有効活用を実現し、本区域における農地等の遊休化に歯止めをかける。

10年後の目標値100haは、平成12年時点での本市の遊休農地145haのうち、即活用可能とされる96ha（田41ha、畑55ha）の解消を目指すものである。

2) 交流人口拡大効果

濁酒などの特産品を開発し、併せてグリーンツーリズムや既存の観光資源と連携することによりその素材が豊になり、この地域独自の自然・歴史・文化・風土を体感したい人々を引きつける原動力となる。このことにより平成16年度には989,538人であった観光客数のレベルを平成21年には1,100,000人とすることを目標とする。

「農地トラスト」の本地区への導入を図り、農的暮らしを求める都市生活者の共同による農業実践の場としての「トラスト農場」を実現する。

遊休農地の市民的利活用によって1ha当り年間約4,000人・日の交流人口が生まれる。この交流人口の創出により、付随して、農地トラスト料（10年間にわたる農地の利用料）収入、農園利用料収入（年会費）、利用者宿泊料、飲食等の地元消費等の新たな所得機会も創出される。

農地の有効利用及び交流人口拡大によりもたらされる効果

区分	短期 平成 18 年度内	中期 平成 22 年度	後期 平成 27 年度
利活用農地	8ha	60ha	100ha
地元企業による利活用	-	40ha	70ha
NPO 法人等による市民的利活用	8ha	20ha	30ha
うちトラスト農場	1ha	10ha	15ha
収穫体験農場等	7ha	10ha	15ha
トラスト会員（人）	100 人	1,000 人	1,500 人
交流人口（人・日）	4,000 人・日	40,000 人・日	60,000 人・日
農地トラスト料（@5 万円/口）	5,000 千円	50,000 千円	75,000 千円
農園利用料収入（@1 万円/口）	1,000 千円	10,000 千円	15,000 千円
利用者宿泊料（@5 千円/泊）	10,000 千円	100,000 千円	150,000 千円
地元消費（@4 万円/年・世帯）	4,000 千円	40,000 千円	60,000 千円

農地トラスト料は積算した金額 / 宿泊料については大人料金で試算。子ども料金は勘案しない

3) アグリビジネス創出効果及び地域雇用創出効果

本市において、本特区計画を実行することにより、創出されるアグリビジネスのパターンとしては、以下のような展開が考えられる。

（株式会社等による企業的農業経営の展開）

高収益型の施設園芸事業等の企業的展開

加工食品の商品開発と戦略的マーケティング展開

「バイオマス利活用事業」展開

（地域の行政、NPO 法人、農業団体、企業等、地域の協働による展開）

遊休農地を利用した地域農産物の生産と直販展開

「雪蔵」を活用した有利販売と顧客の組織化

「農村レストラン」の起業と「スローフード」の提供や製造

特定農業者による濁酒の提供

特定農業者による濁酒の製造事業件数について平成 18 年度中に 1 件を目標とし、濁酒の製造技術の向上のための研修会、酒税法等の事務手続きの対応研修、経営や販路確保の方法などを関係する機関と連携し支援体制を整え平成 23 年までにさらに区域内に 3 件程度の製造を目指す。

特区区域における農村レストラン等起業件数及び濁酒製造件数

	平成 17 年現在	～平成 18 年度	～平成 23 年度
農村レストラン等 起業件数	5 件	0 件	5 件
合計	5 件	5 件	10 件
濁酒製造件数	0 件	1 件	3 件
合計	0 件	1 件	4 件

(地域 NPO と全国レベル NPO との協働による農都共生事業の展開)

『グリーンライフ・ファーム』(仮称)の開設・運営

(『グリーンライフ・ファーム』: 一種の小規模な「農のテーマパーク」ともいべき複合型自給農場)

農都交流・共生プログラムの開発と実施

「食・農教育」や「体験型グリーン・ツーリズム」の展開

これらのアグリビジネスの創出により、企業的農業経営体、農業 NPO、「食業」等
コミュニティビジネス事業体等の形成と、これに伴う新規雇用の創出が見込まれる。

4) 定住人口拡大効果

Uターン者の定住のためには、住まいの確保、子どもの教育環境の整備、医療・福祉サービスの充実、交通や生活利便環境等さまざまな条件整備が求められるが、何といても最重要の要件は“仕事の間”(所得・就業の機会)の確保である。

上記3)の地域雇用の創出により、定住人口の拡大が見込まれる

5) その他の経済的社会的効果

農業の担い手の高齢化や後継者不足による農地の遊休化も進行しており、地域農業の将来に明るいビジョンを見いだすのが困難な状態となっている。

このような状況の中で、本区域の農業・農村を持続的に発展させていくためには、都市生活者を迎え入れて「農都共生地域づくり」を実現することにある。特区制度に基づく遊休農地の市民的利活用を推進することは、この「農都共生地域づくり」を実現するための極めて効果的な手段であり、本区域に及ぼす経済的社会的効果は計り知れないほど大きいものと思われる。

8. 特定事業の名称

1) 特定事業 707 : 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

1) 特定事業に関連する事業

(1) 農村振興総合整備事業・美しいむらづくり総合整備事業

市民農園整備(285区画) 集落環境整備を一体的に実施するもの。(平成16年~平成21年度)

(2) 元気な地域づくり交付金事業

滞在型市民農園宿泊施設(30戸)を上記事業と一体となって実施するもの。(平成17年度~平成19年度) 事業認定当初は新山村振興等農林漁業特別対策事業であったが補助事業等の再構築により元気な地域づくり交付金となる事業。

(3) 小千谷市農都共生事業

別添「小千谷市農村振興基本計画」に示す基本方針による事業。

- (4) 特定法人貸付事業
一般の株式会社などの農業参入への促進

2) その他必要と認める事項

- (1) NPO 法人設立・活動費補助金交付

小千谷市の単独施策として NPO の設立に対して支援する制度を活用。

(別紙) 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日、並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙：特定事業 707)

1. 特定事業の名称：707

特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特区地域内において酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を合わせて営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日

本構造改革特別区域計画が認定された日

4. 特定事業の内容

1) 特定事業に関与する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者。

2) 事業が行なわれる区域：

新潟県小千谷市全域

3) 事業の実施期間：

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒造免許を受けた日以降

4) 事業により実現される行為や整備される施設：

上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

- ・本計画区域は、国内でも有数の豪雪地帯であり、過去35年間（平成14年現在）における最大積雪深は、平野部で193cm、中間地で240cm、山間地で282cmを記録している。この雪が資源となり、日本有数の米作地帯として発展してきた。しかし、その反面冬期間は、地域内での経済活動に困難を生じ、多くの農業者が出稼ぎにより生計を立てていた。
- ・この地方は古くから酒造りが盛んで、元禄14年（1701年）の酒の運搬の証文が現存しており当時の酒造石高は8.75石と記録されている。天保2年（1831年）には、1700石を記録し、酒造家も慶応3年（1867年）には8件を数えており越後の一大産地を形成していた。その技術を継承し、酒男として多くの人が全国各地に冬期間の収入として出稼ぎし活躍した。
- ・その後時代とともに第一次産業から第二・第三次産業へと形態も変遷し、出稼ぎの必要も減少したが、今日においても酒造りの技術を守り続け、小千谷地域（魚沼も

含む)の杜氏組合に所属している杜氏は17名おり、また市内の酒造会社2社とともに酒造りの文化圏を担っている。

- ・当該区域は、現在「食と人と農」をキーワードにして農村と都市とが共生する循環持続型の地域作りを推進し、滞在型市民農園(クラインガルテン)の建設予定や地元も宿泊施設やユースホテルなどと連携し、地元農業者を中心とした体験交流や農産物の消費拡大をすすめる地域の活性化を促進している。
- ・残念ながら、平成17年10月23日に発生した中越大震災により、高齢の農業者や経済基盤の弱い農業者には追い打ちとなり、現在は、復旧に全力が注がれているものの将来的には離農者や遊休農地の拡大が予想される。
- ・この逆境の中で、当該規制の特例緩和措置により酒税法の特例で農家民宿や飲食の提供を営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されないことにより、新たな特産品の開発として濁酒の製造に取り組むことが可能となる。また併せてグリーンツーリズムや関連した農業体験等の充実させることにより、交流人口の増加をもたらすと共に、不耕作地や遊休農地が活用され、新たな人材の育成を促し、地域コミュニティリーダーの育成へと発展が期待される。
- ・これらのことを契機に、農業者が当該地域の持っている地域の素材を活用し、複合型アグリビジネスを展開することにより農業者の主体的な起業を促進し、雇用に結びつけ地域に活力を生み出すことが、自立的コミュニティを継続するために必要不可欠なことと考えている。
- ・なお、当該事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。